

● 契約書鑑記載要領

.....部分が記載必須箇所

建設工事請負契約書

1 工事名 (指名通知又は公告文の「工事名」どおりに記載)

2 工事場所 (指名通知又は公告文の「工事名」どおりに記載)

3 工期 自 令和_____年_____月_____日
至 令和_____年_____月_____日 _____日間

『入札執行結果表 (契約保証用)』に記載されているとおりに記載
※余裕期間設定工事を除く

4 請負代金額 一金 _____ 円也

〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 _____ 円也
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に _____ を
乗じて得た額である。 〕

5 契約保証金 一金 _____ 円也 (記入方法：別紙1の①参照)

6 解体工事に要する費用等 _____ (記入方法：別紙1の②参照)

7 建設発生土の搬出先等

建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

上記の工事について、契約担当者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

〔 また、請負者が共同企業体を結成している場合には、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。 〕

(注1) [] の部分は、請負者が共同企業体である場合に使用する。

この契約の証として本契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保持する。(注2)

この契約の証として本契約書の電磁記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後署名を施し、各自その電磁記録を保管する。(注3)

(注2)の部分は、契約書について紙をもって作成する場合に記載する。

(注3)の部分は、契約書について電磁記録をもって作成する場合に記載する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

鹿児島県

契約担当者 住 所 _____

(発注者) 職・氏 名 _____

請 負 者 住 所 _____

(受注者) 商号又は名称 _____

代表者氏名 (代表者の職名から記載してください)

(注) 請負者が共同企業体である場合には、請負者の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びに共同企業体の構成員の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入する。

別紙1

- ① 当初契約額及び契約保証方法で記載方法が変わります。
- (1) 当初契約額が500万円未満の場合、『免除』と記載。
 - (2) 当初契約額が500万円以上の場合、契約保証手段によって記載の方法が変わります。
 - I. 現金保証の場合 納付書で納めた金額を記載
 - II. 有価証券等の場合 額面の総額を記載
 - III. 銀行等の保証の場合 保証書に記載された金額を記載
 - IV. 前払い金保証会社の保証の場合 保証書に記載された金額を記載
 - V. 公共工事履行保証証券の場合 『免除』と記載
 - VI. 履行保証保険の場合 『免除』と記載
- ② 当初契約額及びリサイクルの有無で記載方法が変わります。(リサイクルの有無については、特記仕様書又は工務担当に確認してください)
- (1) 当初契約額が500万円未満の場合、『対象外』と記載。
※ 契約書約款の後に説明書の様式にある【別紙4】の添付不要。
 - (2) 当初契約額が500万円以上の場合、リサイクルの有無によって、記載方法が変わります。
 - I. リサイクルが有りの場合 『別紙のとおり』と記載
※ 契約書約款の後に「114建設リサイクル説明書(別紙4)」の添付必要。
 - II. リサイクルが無しの場合 『該当なし』と記載
※ 契約書約款の後に「114建設リサイクル説明書(別紙4)」の添付不要。
誤って(別紙4)を添付した場合は、『別紙のとおり』と記載。

●契約書約款記入要領

_____部分が記入箇所

1. (契約の保証) (記入方法：別紙2の③参照)

第4条 この契約に要する保証については、第4条の_____に定めるところによるものとし、第4条の_____及び第4条の_____の規定は適用しない。

2. (前金払) (記入方法：別紙3の⑥参照)

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の_____, 第_____条及び第_____条に定めるものとし、第35条の_____, 第_____条及び第_____条の規定は適用しない。

3. (部分払) (記入方法：別紙3の⑥参照)

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の_____に定めるものとし、第38条の_____の規定は適用しない。ただし、この契約に係る工事に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しをすることとなったときは、当該予算の繰越しをしようとする会計年度末における部分払については、次条の適用があるものとする。

別紙2

③ 当初契約額で記載方法が変わります。

(1)当初契約額が500万円未満の場合

第4条 この契約に要する保証については、第4条の 4 に定めるところによるものとし、第4条の 2 及び第4条の 3 の規定は適用しない。

(2)当初契約額が500万円以上の場合

第4条 この契約に要する保証については、第4条の 2 に定めるところによるものとし、第4条の 3 及び第4条の 4 の規定は適用しない。

別紙 3

- ⑥ 各支払請求の可能性で記載方法が変わります。（請求の可能性であって、実際には請求しなくても問題はありません。また、契約後に支払い方法の変更はできません。）
中間前金払いと部分払いは一緒に選択することはできません。

(1)完成払い以外の支払請求をしない場合

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の 3，第 1 条及び第 1 条に定めるものとし、第35条の 2，第 36 条及び第 37 条の規定は適用しない。

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の 3 に定めるものとし、第38条の 2 の規定は適用しない。ただし、この契約に係る工事に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しをすることとなったときは、当該予算の繰越しをしようとする会計年度末における部分払については、次条の適用があるものとする。

(2)完成払い以外に前金払いのみ支払請求をする可能性がある場合

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の2(第3項及び第4項を除く。)、第36条及び第 37 条に定めるものとし、第35条の 3，第 1 条及び第 1 条の規定は適用しない。

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の 3 に定めるものとし、第38条の 2 の規定は適用しない。ただし、この契約に係る工事に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しをすることとなったときは、当該予算の繰越しをしようとする会計年度末における部分払については、次条の適用があるものとする。

(3)完成払い以外に前金払い・中間前金払いの支払請求をする可能性がある場合

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の 2，第 36 条及び第 37 条に定めるものとし、第35条の 3，第 1 条及び第 1 条の規定は適用しない。

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の 3 に定めるものとし、第38条の 2 の規定は適用しない。ただし、この契約に係る工事に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しをすることとなったときは、当該予算の繰越しをしようとする会計年度末における部分払については、次条の適用があるものとする。

(4)完成払い以外に前金払い・部分払いの支払請求をする可能性がある場合

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の2(第3項及び第4項を除く。)、第36条及び第 37 条に定めるものとし、第35条の 3，第 1 条及び第 1 条の規定は適用しない。

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の 2 に定めるものとし、第38条の 3 の規定は適用しない。ただし、この契約に係る工事に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しをすることとなったときは、当該予算の繰越しをしようとする会計年度末における部分払については、次条の適用があるものとする。

(5)完成払い以外に部分払いのみ支払請求をする可能性がある場合

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の 3，第 1 条及び第 1 条に定めるものとし、第35条の 2，第 36 条及び第 37 条の規定は適用しない。

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の 2 に定めるものとし、第38条の 3 の規定は適用しない。ただし、この契約に係る工事に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項又は第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しをすることとなったときは、当該予算の繰越しをしようとする会計年度末における部分払については、次条の適用があるものとする。